

# 「滋賀働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、  
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

## 【滋賀働き方改革推進支援センター】

フリーダイヤル： 0120-100-227

FAX : 077-526-3577

E-mail : hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp

住 所 : 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階

(一社) 滋賀経済産業協会内

【受付時間】 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

お問合せや  
ご相談は  
こちらまで

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からの  
ご連絡をお待ちしております。

**無料**

どうぞお気軽に、  
ご相談ください。

- 36協定・就業規則について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない
- 団体役員・顧客や従業員の研修会を開催したい 等

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問し、ご相談に応じます。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催しますので、研修会等にご活用ください。
- ▶ 相談を希望される場合は、裏面の個別相談申込書で申し込みください。

※ (一社) 滋賀経済産業協会が厚生労働省の委託事業として実施しています。



## 個別相談(専門家派遣)申込書 (FAX:077-526-3577)

滋賀働き方改革推進支援センター 宛

事業所名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

### 相談内容

- |                                   |                                    |                                       |
|-----------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 | <input type="checkbox"/> 労働時間・労務管理 | <input type="checkbox"/> 賃金引上げ        |
| <input type="checkbox"/> 人手不足について | <input type="checkbox"/> 助成金全般について | <input type="checkbox"/> その他( _____ ) |

希望日 : \_\_\_\_\_ / ( ) , \_\_\_\_\_ / ( ) , \_\_\_\_\_ / ( )

### 企業訪問による具体的な支援事例

#### 事例① (長時間労働の是正)

○従業員 9名  
○業種 飲食業

【支援前の状況】 食材製造部門の社員が長時間労働の傾向にある。

#### 【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

##### ①人材のマルチタスク化

従業員に所属部門以外の業務も習熟させることで、製造部門のシフト制を提案。

##### ②休日の確保を前提としたシフト

従業員の休日の確保を徹底するため、1か月のシフトを作成する前に、事前に希望日を申請させ、実際の業務量と調整しながら出勤日を決める仕組みの導入を提案。

##### ③助成金の活用に向けた助言

生産性向上の観点から、高度な食材製造機等の費用を助成する時間外労働等改善助成金の申請手続きを紹介。

#### 事例② (非正社員のキャリアアップ)

○従業員 7名(うち、非正規4名)  
○業種 卸売・小売業

#### 【支援前の状況】

正社員と非正社員の処遇に大きな差がある。人手不足もあって正社員に特定の業務が集中。非正社員をキャリアアップさせたい。

#### 【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

##### ①非正社員のキャリアアップ

正社員の長時間労働の改善等を図るため、非正社員への資格取得や正社員登用を推奨し、多能工化による生産性向上を提案。

##### ②賃金規程の変更

非正社員の時給をランク分けし、更に等級ごとに個人評価に対応する時給を定めた賃金規程を提案。

##### ③助成金の活用に向けた助言

①②に対応するに当たり、対象となる助成金を紹介。